

石垣市告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項に規定される公金事務及び石垣市港湾施設管理条例（昭和 47 年条例第 85 号）第 24 条第 6 号に規定される業務の委託について

次の業者に対し、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定される公金事務及び石垣市港湾施設管理条例第 24 条第 6 号に規定される業務を委託したため、同法第 243 条の 2 第 2 項の規定及び同条例第 26 条の規定に基づき告示いたします。

1_公金事務及び業務を委託した者の名称等

会社名 株式会社オキジム八重山支店
住 所 沖縄県石垣市字新川 371 番地 4

2_公金事務に係る歳入の名称

駐車場使用料

3_指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 1 月 13 日

公金事務を委託した日

令和 8 年 1 月 13 日

4_業務の範囲

離島ターミナル第二臨時駐車場料金自動精算機賃貸借契約における駐車場使用料の徴収

5_業務の委託期間

令和 8 年 1 月 13 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

令和 8 年 1 月 13 日

石垣市長 中山 義 隆

